

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 3 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入, 7:指定管理者記入, 8:指定管理者及び施設所管課記入

指 定 管 理 者 名	大崎市体育協会松山支部
施 設 所 管 課	教育部 松山支所

1. ①施設名

施設名	大崎市松山B&G海洋センター	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台45
		電 話 番 号	0229-55-2800

②施設名

施設名	大崎市松山体育研修センター	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台7
		電 話 番 号	0229-55-2800

③施設名

施設名	大崎市松山野球場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台210
		電 話 番 号	0229-55-2800

④施設名

施設名	大崎市松山運動場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台110
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑤施設名

施設名	大崎市松山テニスコート	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字新広岡台110
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑥施設名

施設名	大崎市松山体育館	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字松山34-1
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑦施設名

施設名	大崎市松山相撲場	施 設 の 住 所	大崎市松山千石字松山34-2
		電 話 番 号	0229-55-2800

⑧施設名

施設名	大崎市松山スポーツ広場	施 設 の 住 所	大崎市松山金谷字金田54
		電 話 番 号	0229-55-2800

2. ①施設の概要(大崎市松山B&G海洋センター)

設 置 年 月 日	昭和61年度	設置条例等	大崎市松山B&G海洋センター条例 大崎市松山B&G海洋センター条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	アリーナ726.15㎡・トレーニングルーム(柔剣道場)456.3㎡・ミーティングルーム・プール(25m×13m)・ 幼児用プール(10m×6m)60㎡・更衣室・プール温水ボイラー		
利 用 料 金	団体貸切 アリーナ アマチュアスポーツ利用 入場料を徴収しない場合 高校生以下 1H 210円 ・ 一般 420円 入場料を徴収する場合 高校生以下 1H 420円 ・ 一般 840円 その他の催し利用 入場料を徴収しない場合 非営利団体 1H 840円 ・ 営利団体 4,200円 入場料を徴収する場合 非営利団体 1H 1,680円 ・ 営利団体 8,400円 トレーニングルーム(柔剣道場) 高校生以下 1H 160円 ・ 一般 320円 ミーティングルーム 1H 110円 個人利用 アリーナ 1人1回(4H) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円 トレーニングルーム(柔剣道場) 1人1回(4H) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円 プール(各午前・午後・夜間) 付添者 100円 ・ 幼児 100円 ・ 高校生以下 200円 ・ 一般 350円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年1月3日は休館日、それ以外は 開館日・開館時間は午前9時から午後9時		

②施設の概要(大崎市松山体育研修センター)

設 置 年 月 日	平成元年度	設置条例等	大崎市松山体育研修センター条例 大崎市松山体育研修センター条例施行規則
設 置 目 的	市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成を目的とした研修をするため、宿泊施設として設置する。		
施 設 の 内 容	宿泊室(8人×6室)136.08㎡・研修室(大)・(小)・調理室・和会議室・浴室(大)・(小)		
利 用 料 金	和会議室 1H 110円・研修室(大) 1H 220円・研修室(小) 1H 110円・調理室 1H 220円 宿泊室 1泊 高校生以下 1,500円 一般 3,000円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日		

③施設の概要(大崎市松山野球場)

設 置 年 月 日	昭和57年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	野球場16,263㎡・管理棟473.59㎡・観客席243.69㎡・ダックアウト2箇所・スコアボード(手動式)		
利 用 料 金	グラウンド 入場料を徴収しない場合 1H 高校生以下 640円 ・ 一般 1,280円 入場料を徴収する場合 1H 高校生以下 1,280円 ・ 一般 2,560円 管理棟 入場料を徴収しない場合 1H 高校生以下 210円 入場料を徴収する場合 1H 高校生以下 420円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

④施設の概要(大崎市松山運動場)

設 置 年 月 日	昭和55年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	多目的グラウンド(芝・クレー)		
利 用 料 金	グラウンド 1H 高校生以下 320円・一般 640円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

⑤施設の概要(大崎市松山テニスコート)

設 置 年 月 日	昭和54年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	テニスコート6面(人工芝)・ナイター照明4面分		
利 用 料 金	テニスコート 1面1H 高校生以下 200円・一般 400円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後9時		

⑥施設の概要(大崎市松山体育館)

設 置 年 月 日	昭和45年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	アリーナ775.15㎡		
利 用 料 金	団体貸切 アリーナ アマチュアスポーツ利用 入場料を徴収しない場合 高校生以下 1H 210円 ・ 一般 420円 入場料を徴収する場合 高校生以下 1H 420円 ・ 一般 840円 その他の催し利用 入場料を徴収しない場合 非営利団体 1H 840円 ・ 営利団体 4,200円 入場料を徴収する場合 非営利団体 1H 1,680円 ・ 営利団体 8,400円 個人利用 アリーナ 1人1回(4H) 高校生以下 50円 ・ 一般 100円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は開館日・開館時間は午前9時から午後9時		

⑦施設の概要(大崎市松山相撲場)

設 置 年 月 日	昭和42年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	相撲場(土俵)1面		
利 用 料 金	相撲場 1H 高校生以下 60円・一般 120円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は 開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

⑧施設の概要(大崎市松山スポーツ広場)

設 置 年 月 日	昭和58年度	設置条例等	大崎市体育施設条例 大崎市体育施設条例施行規則
設 置 目 的	スポーツ振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するために設置する。		
施 設 の 内 容	多目的グラウンド		
利 用 料 金	グラウンド 1H 高校生以下 110円・一般 220円		
閉 館 日 , 開 館 時 間	月曜日(月曜日が祝日に当たる場合は、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日は休館日、それ以外は 開館日・開館時間は午前9時から午後5時		

3. これまでの管理運営状況

期 間			管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
昭和	42年度～平成	29年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	1
平成	30年度～令和	年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 大崎市体育協会松山支部

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3年 4月 1日	～	令和 8年 3月 31日	(5 年 0 ヶ月)
選定方法	1.公募	(応募者数: 団体)	2.非応募	

5. 指定管理料

令和 3 年度(ア)	令和 2 年度(イ)	(ア) - (イ)
42,637 千円	38,278 千円	4,359 千円

※(ア)は当該年度、(イ)は前年度とし、それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務):
1 スポーツ振興に係る各種事業の実施
(1)スポーツイベントの実施
(2)スポーツ教室事業等の実施
①まつやまスポーツ体験会(カップ・パークゴルフ・グラウンドゴルフ) ②カップ体験会 ③ポッチャ大会 ④かなづちっこ水泳教室
⑤ニュースポーツ出前講座 ⑥ヨガ教室 ⑦小学生ソフトテニス教室 ⑧小中学生バドミントン教室
⑨B&G松山スイミングスクール(幼児・子供) ⑩大人のための水泳教室 ⑪大人のための水中ウォーキング教室 ⑫BG塾
⑬チャレンジ教室(ズンバ) ⑭ニュースポーツ教室
(3)スポーツに関する情報や資料の収集及び提供
2 スポーツ行政等への協力業務
(1)施設の事前確保、優先利用に係る利用調整やスポーツ施設運営全体調整、その他市民向け広報など、スポーツ行政に対しての業務協力を行うこと。(2)「総合型地域スポーツクラブ」の育成に協力すること。(3)行政や関係団体が設置する委員会、協議会等に積極的に協力すること。(4)その他、行政が行う事業等へ協力すること。
3 利用許可、取消等に関する業務及び利用料金の徴収、減免並びに還付に関する業務
(1)利用許可に関すること。(2)利用料金等徴収に関すること。(3)利用者の遵守事項及び入館の制限等(4)目的外使用に関すること。(5)その他、適正な利用に関すること。
4 施設及び設備の維持管理に関する業務
(1)管理上の注意点(2)施設設備維持管理(3)備品管理(4)修繕(5)危機管理対応
5 事業に関すること
6 B&G財団に関すること
7 避難所開設に関すること
自主事業:

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 2 年度	881	212	3,712	5,483	5,125	4,542	6,022	3,758	1,725	1,038	2,103	2,825	37,426
令和 3 年度	4,618	6,936	5,049	7,845	5,314	3,187	6,416	4,288	3,193	1,553	1,121	3,967	53,487

主な増減要因 新型コロナウイルス感染症流行のため体育研修センターの宿泊利用が少なかったが、昨年度のように施設を休館することがなかったため、以前の利用者数に近づいてきている(令和元年度は約66,000人)。また、新型コロナウイルス感染症関係で大崎市外の施設が休館だった時期に利用した市外の利用者が新たな顧客となったため利用者数の増につながった。

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

※管理業務に係る利用者数を記載し、自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 2 年度	52	10	198	225	411	251	202	169	47	9	65	137	1,776
令和 3 年度	222	290	209	426	576	104	264	214	140	45	58	203	2,751

主な増減要因 新型コロナウイルス感染症関係での施設の休館がなかったため、また、大崎市外の利用者を取り込んだことにより、昨年度の約1.5倍の増となった。

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

※この収入欄には、管理業務に係る利用料金を記載し、自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

- ・青少年の健全育成のため、バドミントン教室・ソフトテニス教室の開催、地域住民の体力向上や交流の場としてヨガ教室の開催及びニュースポーツ教室、水泳教室の開催、並びに出前講座を実施した。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、スポーツフェスティバルやバレーボール大会、綱引き大会を中止としたが、中止とした事業の代替えとして、人数を制限する等コロナ対策を実施し、ニュースポーツの体験会を行った。
- ・地域情報を提供するツールとして松山B&G海洋センター1階玄関ホールに案内モニターを設置した。各種スポーツ教室や施設情報を多くの利用者に伝えることができている。
- ・卓球台利用者より、卓球台の経年劣化によるキャスターの不具合で、移動時に台が倒れそうになり、危険だとの意見があったので、キャスター付属部品の修繕や交換をした。卓球台の他、運動器具の経年劣化が進んでいるため、教育委員会に計画的な更新を要望している。
- ・松山体育研修センターの宿泊室のクロスについて、経年劣化や湿気により、剥がれている箇所や破損箇所があり、利用者の施設利用に支障が出るため張替えた。宿泊室がきれいになり、清潔感が感じられるため、宿泊利用の増加が期待される。
- ・バドミントンをする利用者が増えてきていることから、新たに松山体育館にバドミントンコートを設置した。令和4年度の小中学生バドミントン教室の開催場所として使用する予定である。
- ・BG塾は松山B&G海洋センターを活用した体験活動に加え宿題など学習機会を提供することにより、子供が楽しみながら学習と体験活動の両立が可能な夏休み子育て支援事業を展開した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、サーマルAIカメラを設置した。また、B&G海洋センター、B&G海洋センター外トイレ、体育研修センター、野球場外トイレの男子トイレ等を和式から洋式化に変更する工事を実施された。
- ・今後も様々な事業企画を推進し、多くの市民に利用いただけるよう更なるサービスの向上に努めたい。

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

- ・テニスコート利用者からナイター設備のないテニスコートに照明を設置してほしいという要望が数件あった。教育委員会に相談し、早期導入を検討していただくよう要望していく。
- ・各教室受講者から「教室の回数を増やしてほしい」との要望があり、令和4年度はニュースポーツ教室の回数を増やし、新たなニュースポーツ競技を取り入れて開催することとした。

(5)施設の管理運営における課題

- ・建設時から30年以上が経過しており、松山B&G海洋センターではアリーナの床や外壁・屋根に経年劣化が見られ、松山体育研修センターでは照明や機械設備の老朽化が認められる。
- ・高齢者、障害者向けの事業推進並びに、風水害時の指定避難所となっていることを考察すると、施設全体のバリアフリー化をお願いしたい。

8. 管理運営状況

評 価 項 目		評 価 基 準	自己 評価	所管 評価
1 施設全般の管理運営に関する業務				
(1)人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	◎	
(2)職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○	
(3)管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備, 保管している。	◎	◎	
(4)安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	○	◎	
(5)清掃・維持管理	施設, 設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎	
(6)施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○	
2 利用者に関する業務				
(1)利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	◎	◎	
(2)利用料金	利用料金の設定, 徴収, 減免, 還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎	
(3)利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	◎	◎	
3 事業の実施				
(1)指定事業	仕様書, 事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○	
(2)自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	—	—	
4 個人情報の取扱い				
(1)個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	◎	◎	
5 管理運営業務の収支等				
(1)収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○	
(2)効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	◎	◎	
(3)経理事務	専用口座, 所帳簿等を備え, 適切な経理事務を行っている。	◎	◎	

評 価		評 価 の 考 え 方
◎	(優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり, 一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※ 該当しない項目については, 「—」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

新型コロナウイルス感染拡大により, 中止とした事業の代替え事業を行うなど感染症防止に努めながらの事業実施や松山B&G海洋センターのロビーに案内モニターを設置し, 事業広報や利用者への情報提供に努めたことを高く評価いたします。

また, 老朽化した施設を丁寧に管理し, 職員自ら修繕し最小限度の経費で適切に施設管理されたこと及びB&G財団本部との連携協力を密に図り, B&G財団本部より高い評価(特A評価)を得たことについても高く評価いたします。

今後も更なる利用者拡大を図り, 創意工夫した事業展開を期待します。